

在宅ワーク対策の推進

1 ガイドラインの周知・啓発

在宅ワークを安心して行うことができるようにし、紛争が起こることを未然に防止するため、平成12年6月、在宅ワークの契約に係る最低限のルールとして「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」を策定し、発注者を始め在宅ワーカー等にその周知・啓発を図っている。

ガイドラインの概要

1 対象となる在宅ワーク

情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での就労のうち、主として他の者が代わって行うことが容易なもの（例えば文章入力、テープ起こし、データ入力、ホームページ作成などの作業）。

ただし、法人形態により行っている場合や他人を使用している場合などを除く。

2 注文者が守っていくべき事項

① 契約条件の文書明示

注文者は、在宅ワークの契約を締結するときは、契約条件（仕事の内容、報酬額、報酬の支払期日、納期等）を明らかにした文書を交付すること。その際は、モデル契約様式の活用が望ましいこと。

② 契約条件の適正化

報酬の支払期日（30日以内、長くても60日以内）、報酬額、納期、継続的な注文の打切りの場合における事前予告等が適正なものであること。

③ 個人情報の保護、問い合わせや苦情等の受付担当者の明確化等

2 在宅ワーカー等に対する支援事業の実施

（財）21世紀職業財団において、以下の事業を実施している。

- ① 在宅ワークハンドブックの作成及びホームページへの掲載による情報提供
- ② 在宅ワーカー等に対する相談の実施
- ③ 能力の維持向上のための基礎的セミナーの実施
- ④ 在宅ワーク支援事業検討委員会において能力向上への支援のあり方や能力評価制度、能力開発を行った者への就労支援のあり方などの検討